

第24期第18回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和4年1月12日(水)午後4時から午後18時00分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席委員 相原和彦、石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、
尾崎賀一、加藤和雄、木村隆昭、篠田政巳、田中大代、瀧島規秀、
西貝孝之、増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計15名
- 4 欠席委員 半田保之 1名
- 5 議 案
 - (1) 農地法施行規則第95条第1号該当の有無に関する農業委員会
意見書について (第1号)
 - (2) 特定都市農地貸付けの承認について (第2号)
 - (3) 市民農園整備促進法に基づく農業体験農園の開設について
(第3号)
 - (4) 市民農園の整備運営計画の変更について (第4～6号)
 - (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
(第7～10号)
 - (6) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第11～16号)
 - (7) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明につい
て (第17～19号)
 - (8) 生産緑地地区指定申請地の農地等の認定について (第20号)
- 6 報 告
 - (1) 東京都市計画生産緑地地区の変更について
 - (2) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
 - (3) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 そ の 他 令和4年度練馬区農業委員会総会日程について

西 貝 孝 之 会 長 皆様、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく
お願いいたします。これより第24期第18回練馬区農業委員会総会
を開催いたします。

事 務 局 ただいまの出席委員数は15名、欠席委員数は1名、欠席の届け出の
あった委員は半田保之委員です。総会の会議は、在任中の過半数の
委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、加藤和雄委員と木村隆昭委員にお願いします。
それでは、議案の審議に入ります。
総会資料2ページです。本議案につきましては、農業委員会会議規
則第10条に基づき、関係委員は退室をお願いします。
議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法施行規則第95条第1号該当の有無に関する農業
委員会意見書について」です。令和3年12月2日付けで関東農政局
長から農業委員会会長宛て、農地法等の一部を改正する法律附則第
8条第3項に基づく農地法第46条の規定による国有農地の売り払い
を行うにあたり、買受申込者が農地法施行規則第95条に規定する売
払いの相手方に該当するか否かについて、意見照会があった。
については、下記のとおり決定する。

【買受申込者、売払予定地などについて説明】

引き続きご説明いたします。

机上配布資料の「旧所有者等である方への売払手続について」をご
覧ください。

国有農地の売払手続の流れです。現在は、表の「②国が関係書類
の送付を受け、旧所有者等であることを確認」のところ、国は国
有財産買受申込書等の送付を受け、買受申込者が農地法施行規則第

95条に規定する売払いの相手方に該当するか否かについて、農業委員会に意見照会を行います。③以降では、確認が完了した後の売り払い、登記等の手続きについてまとめられています。以上の売払手続きにかかる部分の関連条文をまとめたものを、机上配布しております。こちらについては、後ほどお目通しいただければと思います。議案の4ページをお願いします。4ページが関東農政局庁からの意見照会文書です。5ページから7ページまでが、申請者が関東農政局長宛に提出した国有財産買受申込書です。

8ページをお願いします。農業委員会意見書(案)です。

1 買受申込者の住所・氏名、2 売払予定地の表示は記載のとおりです。3 農地法第3条第2項該当の有無については、別冊資料のインデックス1をお開きください。農地法第3条(農地の権利移動の制限)についてです。

今回、買受申込者が農地法施行規則第95条に規定する売払いの相手方に該当するか否かについては、農地法第3条第2項が定める不許可基準を準用し判断することとなります。したがって、農業委員会意見書は不許可基準に呼応して回答する様式となっております。

議案の8ページにお戻りください。

3 農地法第3条第2項該当の有無について、第5号を除いて該当しません。第5号については、5,000㎡以上の畑を所有していないため、該当します。しかし、施行令第2条第3項第3号の規定に該当するため、問題はないとします。施行令第2条第3項第3号については、インデックス1をお開きください。「位置、面積、形状等からみて隣接する農地と一帯として利用しなければ利用することが困難な農地を、隣接する農地を現に耕作している者が権利を取得する場合」に、下限面積制限に抵触していても不許可事由の例外に該当しますとあります。

議案の9ページをお願いします。4 農業委員会の意見及び意見決

定日は記載のとおりです。したがって、申請者は売払い農地について耕作の事業を行うことが認められる者となります。

議案の10ページをお願いします。売払い予定地の近傍類似農地の取引事例はありません。

2ページにお戻りください。事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、井口哲哉委員をお願いします。

井 口 哲 哉 二 委 員 12月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
この畑では、ダイコンやハクサイなどの野菜と、オレンジやデコポンなどの果樹が栽培されていました。綺麗に管理されており、問題なく耕作されている状態でした。境界についても確認しました。
よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで関係委員にはお戻りいただきます。

次に12ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「特定都市農地貸付けの承認について」です。令和3年12月21日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき標記の申請があったので、下記のとおり

承認する。本件は、民間事業者による市民農園の開設です。別冊資料のインデックス4をお開きください。3ページをお願いします。特定都市農地貸付けにおける変更手続きについてです。今回は面積の変更となりますので、2①特定農地貸付けに係る農地の所在又は面積の変更に伴う変更にあたりますので、農業委員会における承認が必要となります。本件は、先月の協議会で協定締結の依頼の報告をし、協議をさせていただいております。その後、担当委員による現地調査を行っており、現在は1ページの表の一番下の総会にて判断のところになります。総会資料の12ページにお戻りください。

【申請者、土地所有者などについて説明】

14ページ以降は事業計画書等添付されています。先月の協議会でご確認いただいた内容と変更はありません。事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは石手啓夫委員お願いします。

石手啓夫委員 12月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。調査時は重機が入って畑を綺麗にしているところでした。その後私が何度か見に行っており、現在は綺麗に畝ってありました。今後は、隣の畑と同じような形で作っていくとのことでした。農地へは、既存の特定都市農地貸付けの農地を通過入とのことです。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、32ページです。

議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号「市民農園整備促進法に基づく農業体験農園の開設について」です。令和3年12月27日付けで市民農園整備促進法第7条第3項の規定に基づき練馬区長から農業体験農園の開設について協議があった。ついては、申請内容が同項第1号から第6号に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、農園の名称・所在などについて説明】

34ページをお願いします。市民農園開設認定申請書です。

35ページから市民農園整備運営計画書となっております。

4 利用者の募集及び選考の方法は、練馬区報等による公募で、応募数が定員を超えた場合は抽選による選考です。5 利用期間その他の条件は、1年間50,000円の利用料金で、30㎡が93区画です。

37ページをお願いします。区画図となっております。

32ページにお戻りください。事務局からは以上です。

西貝孝之会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、38ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号「市民農園の整備運営計画の変更について」です。

令和3年12月27日付けで市民農園整備促進法第7条第6項において

準用する同条第3項の規定に基づき、練馬区長から市民農園の整備運営計画の変更について協議があった。については、変更内容が同条第3項各号に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、農園の名称・所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、40ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号「市民農園の整備運営計画の変更について」です。

令和3年12月27日付けで市民農園整備促進法第7条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、練馬区長から市民農園の整備運営計画の変更について協議があった。については、変更内容が同条第3項各号に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、農園の名称・所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、42ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第6号「市民農園の整備運営計画の変更について」です。

令和3年12月27日付けで市民農園整備促進法第7条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、練馬区長から市民農園の整備運営計画の変更について協議があった。については、変更内容が同条第3項各号に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、農園の名称・所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、44ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。

令和3年12月8日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは相原和彦委員お願いします。

相 原 和 彦 委 員 12月13日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑では、カブやダイコン、ハクサイなどが作付けされて
いました。北側には、ミカンやレモン、カキが植えられており、綺
麗に管理されておりました。

(3)の畑では、北側に堆肥置き場に車が入れるようにコンクリート
が打たれているため、納税猶予の面積から外れております。ハウス
が1棟立っており、露地ではブルーベリーやネギ、ニンジンなどが
植えられており、こちらも綺麗に管理されておりました。境界は昨年
の調査際に確認しております。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、46ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願
いします。

事 務 局 議案第8号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。
令和3年12月8日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別
措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当するこ
とを確認したので証明する。

【相続人、被相続人などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは瀧島規秀委員お願いします。

瀧島規秀委員 12月13日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)から(3)および(7)の畑の西側には、芝が植えられ、東側には、ネギやキャベツ、ブロッコリーが作付けされています。(4)(5)の畑は芝が植えられています。(6)の畑の東側ではキャベツが作付けされており、西側ではイチゴやソラマメ、ゴボウなどが作付けされていました。また、簡易的なハウスが1棟立っており、肥料が積んでありました。農業用倉庫があり、納税猶予の面積から外れていません。販売は庭先直売と惣菜屋で、芝については業者に販売しているとのことです。

(6)の畑の境界については一部、農業用倉庫との境で確認ができませんでしたので、境界の明示を指導し、後日事務局が確認しております。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、46ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。

令和3年12月15日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 12月23日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑では、サツマイモやダイコン、ニンニクなどが作付けされており、サツマイモは収穫され、綺麗に耕運されていました。東西に高低差があり、北東側の境界の内側に、御影石のようなもので土留めがされていたので、それを境界の外に設置し直すようお願いをしております。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

田中大代委員 土留めとして御影石を使用していたという説明がありましたが、生産緑地法が制定される前から置かれているのであれば、認められるのではないのでしょうか。

事務局 税務署がこの御影石を相続税の納税猶予の適用外と判断する可能性があります。そのため、適用農地の外に置くように勧めています。

田中大代委員 農業委員会は、あくまでも納税猶予の適用から外れるかもしれないという可能性を伝えることにとどめ、最終的に納税猶予から何を外して申請するかは、申請者に判断してもらうように案内にしなければなりませんと思います。

事 務 局	調査の際には、あくまでも可能性の話にとどめ、ご案内しています。本件においては、隣接する土地で造園業者を呼ぶとのことで、その際にこの御影石についても一緒に撤去してもらうとの話でしたので、申請者にはご理解をいただいております。
田 中 大 代 委 員	そのような経緯があるのであれば問題はありませんが、急傾斜にある農地の土留めについて、農業委員会として認めないという判断をすることは、農業者に負担をかけることだと思います。
事 務 局	農業委員会として、必ず適用農地から外すようにといったご案内はしておりません。あくまでも申請者の判断に任せております。
石 手 啓 夫 委 員	農地は平坦なところにあるとは限りません。土留めや擁壁といったものは、農地に付随する、農業に必要なものとして考えられると思います。敷石であれば除けなければなりません、擁壁などは農地を守るものですので、その点の解釈については慎重に議論する必要があると思います。
田 中 大 代 委 員	U字溝を土留め代わりにしているのをたまに見かけますが、すべてをだめだと言ってしまうと、農家の負担になると思います。
石 手 啓 夫 委 員	現在、土留めには厳しい規制があり、設置するには経済的な負担にもなります。
西 貝 孝 之 会 長	ほかに何かございますか。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、50ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和3年12月22日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは尾崎賀一委員をお願いします。

尾崎賀一委員 1月6日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑では主に、ブルーベリーの摘み取り農園になっております。畑の約8割がネットに囲われていて、そこには10種類のブルーベリーが40本ずつ植えられており、摘み取り園として毎年開園しております。東側は芝生となっております。最近は芝が売れないとのことで、毎年徐々に露地野菜を作れるように開墾しているとのことです。西側にネギやキャベツ、ブロッコリーなどの季節野菜を作付けしており、数本のブルーベリーが試験的に植えられていました。北側に、土間敷きのパイプで組まれた簡易的な農業用倉庫が建っていました。その西側にプレハブのロッカーのようなものもありまして、いろいろな機械が入れられているようです。また、井戸のモーターの囲いや電柱もありまして、それらについては、税務署に認められないこともあるということをお話したところ、納税猶予から外すとのことご判断をされています。

道路に面しているところの境界は問題なく、宅地化農地との境は杭で確認しております。南側で一部境界を確認できなかったため、支柱などを立てておくようお願いしました。

よろしく申し上げます。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

石手啓夫委員 パイプで組まれた簡易的な農業用倉庫は下が土ですが、認められないのですか。

尾崎賀一委員 屋根がついているため、税務署から指摘がされる可能性を申請者に伝えております。

石手啓夫委員 同じような案件で、下が鉄板でパイプで組まれた、屋根付きのものが認められているケースがありますが、今回は認められないのですか。

尾崎賀一委員 農業委員会が認めるか否かの判断はしていません。申請者には、税務署から指摘がされる可能性を伝え、最終的には申請者本人に、納税猶予から外すのかどうかを判断してもらっています。

西貝孝之会長 ほかに何かございますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、52ページです。議案第11号および第12号は一括して審議をお

願います。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号および第12号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。

議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年12月14日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

続いて、議案第12号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年12月14日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは宮本兼一委員をお願いします。

宮本兼一委員 12月14日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑には、ハウスが8棟建っており、シクラメンやマーガレット、パンジーなどが栽培されております。(3)の畑では、ハボタンやカリフラワー、ハクサイなどが栽培されておりました。販売先は、JA直売所と庭先直売、そして市場出荷とのことです。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、56ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第13号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年12月14日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは宮本兼一委員お願いします。

宮本兼一委員 12月14日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑の南側では、カリフラワーが栽培されており、北側部分は耕運されているという状況でした。販売は、JAを通して市場に出荷しているとのことでした。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、58ページです。議案第14号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第14号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年12月20日に標記の申請

があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは井口哲哉委員お願いします。

井口哲哉委員 12月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑では、ブロッコリーやキャベツ、カリフラワーなどが作
付けされていました。若干下草がありましたが、綺麗に耕作されて
いました。販売先は庭先直売と飲食店とのことです。境界について
も確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、60ページです。議案第15号について、事務局から説明をお願
いします。

事務局 議案第15号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行
っている旨の証明について」です。令和3年12月20日に標記の申請
があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは加藤和雄委員お願いします。

加藤和雄委員 12月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)(3)の畑の東側には、サトイモが収穫され、耕運されている状況でした。西側には、カキが7本とクリが1本、ウメが1本植えられており、その下でダイコンやネギ、ホウレンソウなどが作付けされていました。(2)の畑の北側には、クリが2本、カキが5本、ユズが2本とキュウイ棚が植えられていました。その下でコマツナ等が作付けされていました。販売は庭先直売とのことでした。境界についても確認しました。よろしく申し上げます。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、62ページです。議案第16号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第16号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年12月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは石手啓夫委員お願いします。

石手啓夫委員 12月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑では、キャベツやサトイモ、ブロッコリーなどが作付け

されていまして。境界についても確認しました。よろしくお願ひします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、64ページです。議案第17号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第17号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和3年12月15日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは篠田政巳委員お願ひします。

篠田政巳委員 12月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑ではサトイモやニンジン、ネギなどが栽培されていまして。北側にはカキの木が2本植えてありました。販売は庭先直売とJA直売所とのことです。境界についても確認しました。よろしくお願ひします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、66ページです。議案第18号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第18号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和3年12月24日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは尾崎賀一委員をお願いします。

尾崎賀一委員 1月6日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)(2)の畑は、主にブルーベリーの摘み取り園となっております。
(3)の畑は、カナメやモッコク、チャコヒバなどの中低木が植えられており、きちんと管理されていました。証明対象者は亡くなる2か月前まで、剪定を行っており、綺麗に管理しておりました。販売は業者が買い付けにくるようです。境界についても確認しました。
よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

石手啓夫委員 議案第10号で同じ農地において、適格者証明の承認をしていますが、

	問題はありませんか。
事務局	申請者の都合により、申請書が同時に出されたため、本日の総会で2つの証明について諮らせていただいております。買取申出をする農地は、主たる従事者の証明がされた筆番に限られますが、同時に適格者証明の承認を受けている筆番については買取申出されないことには変わりはありません。一部筆番が被っていますが、その点は問題ありません。
尾崎賀一委員	通例的には、主たる従事者証明に係る申請が先に提出され、後日適格者の証明に係る申請がされることが多いですが、今回については、申請者の都合でこのような証明申請になっています。
事務局	主たる従事者の証明がされた筆番は、必ずしも買取申出がされる筆番と一致することはありません。全ての筆番について証明をとっておき、その後時間をかけて買取申出を出す筆番を考える方が多いようです。同じ日にご審議いただくということで若干違和感を感じられたかと思いますが、ご理解いただければと存じます。 相続等で相談があった際には、できるだけ時間的余裕をもって証明申請書の提出をいただけるよう、ご案内してまいります。
西貝孝之会長	ほかに何かございますか。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。
	次に、68ページです。議案第19号について、事務局から説明をお願い

いします。

事務局 議案第19号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。本件については相続ではなく、故障に係る証明申請です。令和3年12月16日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

続いて、別冊資料のインデックス5をお開きください。農林漁業に従事することを不可能にさせる故障についてです。一番下の買取申出までの流れをご覧ください。農業委員会においては、証明対象者が主たる従事者に該当するか否かを判断し、その後、区長が故障の認定を行います。認定後には、買取申出が可能となる仕組みになっております。故障の認定がされる事由については、同ページの上で掲げているものでございます。議案の68ページにお戻りください。事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは加藤和雄委員お願いします。

加藤和雄委員 12月23日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらは家族経営で、証明対象者以外に家族2人と、お手伝いが数名いるという状況です。調査時に証明対象者にお会いし、足が弱っているとのことで、杖をつけていました。証明対象者は以前は、家畜の世話や搾乳といった作業をしておりましたが、現在はできないような状況でございます。よろしく申し上げます。

西貝孝之会長 ほかに何かございますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、70ページです。議案第20号について、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局

議案第20号「生産緑地地区指定申請地の農地等の認定について」です。生産緑地地区指定申請のあった土地が生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当するかについて、生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき練馬区長から協議があった。調査の結果、耕作の目的に供される土地として農地に該当すると認められるため、下記のとおり認定する。1 追加指定地区は14か所です。(1) 農地等の所在は記載のとおりです。今回、追加指定地区の事実確認調査は農業委員会事務局で行っておりますので、位置の説明と併せてご報告します。

別添資料の1ページをお願いします。中村南二丁目です。既存の地区に517㎡を追加指定するものです。現状は耕運されており、今後野菜などの種を蒔いていくとのことです。

別添資料の2ページをお願いします。高松二丁目です。既存の地区に130.39㎡を追加指定するものです。現状は耕作されており、今後はミカンを植えていくとのことです。

別添資料の3ページをお願いします。土支田二丁目です。既存の地区に45.74㎡を追加指定するものです。現状は防草シートで管理しており、今後はブルーベリーを植えていくとのことです。

別添資料の5ページをお願いします。石神井町二丁目です。既存の地区に274.75㎡を追加指定するものです。宅地化農地部分で、一部ネギなどが作付けされています。今後は野菜などを作付けしていくとのことです。

別添資料の6ページをお願いします。東大泉六丁目です。既存の地区に678.86㎡を追加指定するものです。現状は、自宅の敷地の一部分を畑として耕作しており、今後はカキなどを植えていくとのことです。東大泉七丁目です。既存の地区に369㎡を追加指定するものです。現在は耕運され、今後は野菜などを作付けしていくとのことです。

別添資料の7ページをお願いします。西大泉一丁目です。既存の地区に787㎡を追加指定するものです。現状は栗が植わっておりまして。今後も引き続き管理をしていくとのことです。

別添資料の8ページをお願いします。大泉町一丁目です。既存の地区に1,010.63㎡を追加指定するものです。現状はハウスが立っており、アスパラなどが作付けされていました。

別添資料の9ページをお願いします。上石神井二丁目です。既存の地区に267.47㎡を追加指定するものです。現状は耕運されており、今後は野菜などの作付けをしていくとのことでした。

別添資料の10ページをお願いします。早宮四丁目です。既存の地区に29.25㎡を追加指定するものです。現状は耕作されており、今後は野菜などを作付けしていくとのことです。

別添資料の11ページをお願いします。桜台二丁目です。既存の地区に99.74㎡を追加指定するものです。現状は耕運されており、今後は野菜などを作付けをしていくとのことでした。

別添資料の2ページをお願いします。春日町五丁目です。既存の地区に671.82㎡を追加指定するものです。現状は耕作されており、今後は野菜などを作付けしていくとのことです。

別添資料の4ページをお願いします。土支田三丁目です。既存の地区に662.97㎡を追加指定するものです。現状はサツマイモやジャガイモが作付けされていました。

別添資料の13ページをお願いします。石神井台三丁目です。既存の

地区に586㎡を追加指定するものです。現状はナスやニンジン、ホウレンソウなどが作付けされており、今後も引き続き管理をしていくとのことです。

引き続き、ご説明いたします。71ページをお願いします。2 新規指定地区は3か所です。(1)農地等の所在は記載のとおりです。位置については別添資料でご確認ください。(2)事実確認調査は各地区担当の農業委員をお願いしております。3 追加および新規指定の地積合計は、7,371.04㎡です。事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、事実確認調査にあたられました委員の皆さまは、議案に記載の順に報告をお願いします。

相 原 和 彦 委 員 12月13日に事務局2名と現地調査に行ってきました。生産緑地番号902番の畑には、ハウスが1棟とボイラー用の倉庫が1棟、燃料タンクが1基設置されておりました。東側に花用の棚が設置されており、また、桜の大木が1本あり、枝を販売しているとのことでした。ハウスの中はアカンサスという植物が管理されておりました。続いて、生産緑地番号903番の畑では、ハウスが1棟と資材倉庫が2棟立っており、西側には葉物野菜が作付けされておりました。ハウスの中にはマートルという花が管理されておりました。花は市場出荷しているとのことでした。いずれも境界については確認しました。よろしくをお願いします。

榎 本 重 恭 委 員 12月14日に事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらには、ブロッコリーやハクサイなどの多品目野菜が栽培され、綺麗に管理されておりました。境界について、1か所だけわからないところがあったので、明示するようにお願いしました。よろしくをお願いします

西 貝 孝 之 会 長 新規指定予定地区についてご報告いただきました。
生産緑地地区指定申請農地について、質問などございましたら、お
願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)
それでは、承認とします。

次に、72ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いしま
す。

事 務 局 東京都市計画生産緑地地区の変更について、令和3年12月9日付
け3練都第832号にて練馬区長から通知があったので、下記のと
おり報告する。記書きです。
【名称、告示などについて説明】
事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。
(発言なし)
それでは、よろしく申し上げます。

次に、80ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いしま
す。

事 務 局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」で
す。練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周
知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は3件
です。

【物件地番・地積、所有者などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

次に、86ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。令和3年12月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

1枚目の次第をお願いします。

次第3 その他です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 令和4年度練馬区農業委員会総会開催日程についてです。総会資料の91ページをご覧ください。例年通り、毎月10日前後に開催する予定です。会場は本庁舎19階会議室等を利用する予定です。また、令和5年1月12日(木)は午後4時からの開催予定です。

なお、区議会の日程と重なった場合など、やむを得ず変更をお願い
する場合がございます。その際にご協力をお願いします。
事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第18回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人